

平成19年度第1回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成19年12月18日（火）農林水産省共用第10会議室			
委員	井原 俊一（林政ジャーナリスト） 栗田 誠（千葉大学大学院教授） 志賀 和人（筑波大学大学院准教授）			
審議対象期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ※審議なし			
抽出案件	総件数 ー 件			
抽出案件内訳	【物品】	【役務】	(備考) 第1回は、以下の事案について行った。 ・委員長選出 →栗田委員 ・委員長代理 →井原委員 ・議事運営要領の決定 ・契約の抽出方法についての決定	
	(一般競争)	ー 件		ー 件
	(指名競争)	ー 件		ー 件
	(随意契約)	ー 件		ー 件
	(企画競争・公募)	ー 件		ー 件
	(その他)	ー 件		ー 件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答等	
	別添のとおり		別添のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容 〔これらに対し所属局長が講じた措置内容〕	〔 〕			

平成19年度第1回林野庁入札等監視委員会

	意見・質問	回答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>〔議事運営要領（案）説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告される契約の中に特別の利害関係を有するものがあつた場合とはどういうことか。 <p>〔林野庁等の契約締結状況について説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人との契約はあるのか。 ・総合評価方式とはどういうものか。 ・総合評価方式の基準はあるのか。 <p>〔契約の抽出方法について（案）説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者というものは多いのか。 ・抽出は、契約金額の大きいものから抽出することでもいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の当事者となっている場合で、「林野庁入札等監視委員会設置要領」に特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができないとされている。 ・公益法人との契約実績はある。 ・価格と企画・性能等を総合的に比較評価して業者を選定する方式である。 ・総合評価方式については、委託事業でみると試験研究、広報等について導入することとされており、農林水産省においては、マニュアルを作成したところである。 ・事業の特殊性等から、実施できる者が限られるものもあり、結果として1者となっている契約もある。 ・報告した契約件数の中から委員長の判断で抽出していただく。